

福祉常任委員会資料

令和8年6月17日
(2026年)
福祉保健部国保医療課

令和8年度(2026年度)城陽市国民健康保険料の保険料率及び減額について

◎令和8年度医療給付費分保険料の保険料率及び減額について

1. 保険料率

所得割 8.98/100 均等割 26,060円 平等割 27,270円

2. 保険料の減額

(1) 低所得者分 (注1) (注2)			(参考)	(8年度料率)	(減額すべき額)	(賦課額)
7割減額	均等割	18,250円	均等割	26,060円	− 18,250円	= 7,810円
	平等割	19,090円	平等割	27,270円	− 19,090円	= 8,180円
			(特定世帯の場合)	13,640円	− 9,550円	= 4,090円
			(特定継続世帯の場合)	20,460円	− 14,330円	= 6,130円
5割減額	均等割	13,030円	均等割	26,060円	− 13,030円	= 13,030円
	平等割	13,640円	平等割	27,270円	− 13,640円	= 13,630円
			(特定世帯の場合)	13,640円	− 6,820円	= 6,820円
			(特定継続世帯の場合)	20,460円	− 10,230円	= 10,230円
2割減額	均等割	5,220円	均等割	26,060円	− 5,220円	= 20,840円
	平等割	5,460円	平等割	27,270円	− 5,460円	= 21,810円
			(特定世帯の場合)	13,640円	− 2,730円	= 10,910円
			(特定継続世帯の場合)	20,460円	− 4,100円	= 16,360円
(2) 未就学児分 (注3)			(参考)	(8年度料率)	(減額すべき額)	(賦課額)
低所得者7割減額時	均等割	3,910円	均等割	7,810円	− 3,910円	= 3,900円
低所得者5割減額時	均等割	6,520円	均等割	13,030円	− 6,520円	= 6,510円
低所得者2割減額時	均等割	10,420円	均等割	20,840円	− 10,420円	= 10,420円
低所得者減額なし時	均等割	13,030円	均等割	26,060円	− 13,030円	= 13,030円

(注1) 総所得金額が以下の金額を超えない世帯については、均等割及び平等割を減額。

7割減額：43万円+10万円×(給与所得者等の人数−1※)

5割減額：43万円+31万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の人数−1※)

2割減額：43万円+57万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の人数−1※)

※一定の給与所得者または公的年金等受給者が2人以上いる場合、合計人数から1を減じた数

(注2) 特定世帯とは、75歳に到達する被保険者が国保から後期高齢者医療に移行することにより、その世帯の国保被保険者が単身となる世帯で、平等割の2分の1を減額。特定継続世帯とは、特定世帯となってから5年を経過し8年を経過する月までにある世帯で、平等割の4分の1を減額。

(注3) 未就学児とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者で、低所得者に係る減額後の均等割に対し、その2分の1を減額。

令和8年度保険料率の試算について【医療給付費分】

[支出見込額]

医療給付費分	7,192,018 千円
--------	--------------

[収入見込額]

医療給付費分	1,077,667 千円
現年度保険料(賦課総額)	1,077,667 千円
内、保険料収入必要分	(906,203 千円)
内、財政調整基金	(45,900 千円)
内、保険基盤安定繰入金(軽減分)	
未就学児均等割保険料繰入金	
産前産後保険料繰入金	(171,464 千円)
医療給付費分	6,114,351 千円
内訳	
府支出金	5,790,393 千円
一般会計繰入金	215,858 千円
(軽減分、未就学児分、産前産後分を除く)	
その他財源	108,100 千円

保険料収入必要分	860,303 千円	÷	(徴収率)	95.88%	=	(調定額)	897,270 千円	+ 調定額ベース (賦課総額)
(法定軽減額)	171,464 千円	+	(市独自減免額)	11,746 千円	=	183,210 千円		

÷	(取得喪失による変動率)	99.07%	↓	(当初賦課額)	1,090,622 千円
---	--------------	--------	---	---------	--------------

所得割 (100分の50に相当する額)	555,111 千円 ÷ 6,181,643 千円	=	8.98 %
	(7 年度 差)		8.98 % 0.00 pt
均等割 (100分の30に相当する額)	316,915 千円 ÷ 12,161 人	=	26,060 円
	(7 年度 差)		26,060 円 0 円
平等割 (100分の20に相当する額)	218,596 千円 ÷ 8,016 世帯	=	27,270 円
	(7 年度 差)		27,270 円 0 円

◎令和8年度後期高齢者支援金等分保険料の保険料率及び減額について

1. 保険料率

所得割 2.96/100 均等割 9,190円 平等割 9,300円

2. 保険料の減額

(1) 低所得者分 (注1)(注2)			(参考)	(8年度料率)	(減額すべき額)	(賦課額)
7割減額	均等割	6,440円	均等割	9,190円	- 6,440円	= 2,750円
	平等割	6,510円	平等割	9,300円	- 6,510円	= 2,790円
			(特定世帯の場合)	4,650円	- 3,260円	= 1,390円
			(特定継続世帯の場合)	6,980円	- 4,890円	= 2,090円
5割減額	均等割	4,600円	均等割	9,190円	- 4,600円	= 4,590円
	平等割	4,650円	平等割	9,300円	- 4,650円	= 4,650円
			(特定世帯の場合)	4,650円	- 2,330円	= 2,320円
			(特定継続世帯の場合)	6,980円	- 3,490円	= 3,490円
2割減額	均等割	1,840円	均等割	9,190円	- 1,840円	= 7,350円
	平等割	1,860円	平等割	9,300円	- 1,860円	= 7,440円
			(特定世帯の場合)	4,650円	- 930円	= 3,720円
			(特定継続世帯の場合)	6,980円	- 1,400円	= 5,580円
(2) 未就学児分 (注3)			(参考)	(8年度料率)	(減額すべき額)	(賦課額)
低所得者7割減額時	均等割	1,380円	均等割	2,750円	- 1,380円	= 1,370円
低所得者5割減額時	均等割	2,300円	均等割	4,590円	- 2,300円	= 2,290円
低所得者2割減額時	均等割	3,680円	均等割	7,350円	- 3,680円	= 3,670円
低所得者減額なし時	均等割	4,600円	均等割	9,190円	- 4,600円	= 4,590円

(注1) 総所得金額が以下の金額を超えない世帯については、均等割及び平等割を減額。

7割減額：43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1※)

5割減額：43万円+31万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の人数-1※)

2割減額：43万円+57万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の人数-1※)

※一定の給与所得者または公的年金等受給者が2人以上いる場合、合計人数から1を減じた数

(注2) 特定世帯とは、75歳に到達する被保険者が国保から後期高齢者医療に移行することにより、その世帯の国保被保険者が単身となる世帯で、平等割の2分の1を減額。特定継続世帯とは、特定世帯となってから5年を経過し8年を経過する月までにある世帯で、平等割の4分の1を減額。

(注3) 未就学児とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者で、低所得者に係る減額後の均等割に対し、その2分の1を減額。

令和8年度保険料率の試算について【後期高齢者支援金等分】

[支出見込額]

後期高齢者支援金等分	398,282 千円
------------	------------

[収入見込額]

後期高齢者支援金等分	現年度保険料(賦課総額)	351,835 千円
	内、保険料収入必要分	(291,443千円)
内、保険基盤安定繰入金(軽減分)		
	未就学児均等割保険料繰入金	
	産前産後保険料繰入金	(60,392千円)
後期高齢者支援金等分		46,447 千円
内訳		
	一般会計繰入金	34,794 千円
	(軽減分、未就学児分、産前産後分を除く)	
	その他財源	11,653 千円

保険料収入必要分
291,443 千円

(徴収率)

÷ 95.72%

(調定額)

= 304,475 千円

調定額ベース
(賦課総額)

+ → 368,860 千円

(法定軽減額)
60,392 千円

(市独自減免額)

+ 3,993 千円 =

64,385 千円

(取得喪失による変動率)
99.05%

(当初賦課額)
372,398千円

所得割 (100分の50に相当する額)

186,199 千円 ÷ 6,308,859 千円 = 2.96 %
(7 年度 3.02 %
差 △ 0.06 pt

均等割 (100分の30に相当する額)

111,719 千円 ÷ 12,161 人 = 9,190 円
(7 年度 9,170 円)
差 20 円

平等割 (100分の20に相当する額)

74,480 千円 ÷ 8,016 世帯 = 9,300 円
(7 年度 9,420 円)
差 △ 120 円

◎令和8年度介護納付金分保険料の保険料率及び減額について

1. 保険料率

所得割 2.69/100 均等割 7,760円 平等割 6,100円

2. 保険料の減額

(1) 低所得者分

		(参考)	(8年度料率)	(減額すべき額)	(賦課額)
7割減額	均等割	5,440円	均等割 7,760円	− 5,440円	= 2,320円
	平等割	4,270円	平等割 6,100円	− 4,270円	= 1,830円
5割減額	均等割	3,880円	均等割 7,760円	− 3,880円	= 3,880円
	平等割	3,050円	平等割 6,100円	− 3,050円	= 3,050円
2割減額	均等割	1,560円	均等割 7,760円	− 1,560円	= 6,200円
	平等割	1,220円	平等割 6,100円	− 1,220円	= 4,880円

(注) 総所得金額が以下の金額を超えない世帯については、均等割及び平等割を減額。

7割減額：43万円+10万円×(給与所得者等の人数−1※)

5割減額：43万円+31万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の人数−1※)

2割減額：43万円+57万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の人数−1※)

※一定の給与所得者または公的年金等受給者が2人以上いる場合、合計人数から1を減じた数

令和8年度保険料率の試算について【介護納付金分】

〔支出見込額〕

介護納付金分	151,558 千円
--------	------------

〔収入見込額〕

介護納付金分 現年度保険料(賦課総額) 134,034 千円 内、保険料収入必要分 (113,863千円) 内、財政調整基金 (28,159千円)	介護納付金分 17,524 千円 内訳 一般会計繰入金 11,325 千円 (軽減分、産前産後分を除く) その他財源 6,199 千円
---	--

保険料収入必要分
85,704 千円

(徴収率)

(調定額)

$85,704 \text{ 千円} \div 93.62\% = 91,544 \text{ 千円}$

調定額ベース
(賦課総額)

(法定軽減額)

(市独自減免額)

$20,171 \text{ 千円} + 1,413 \text{ 千円} = 21,584 \text{ 千円}$

+

113,128 千円

内、保険基盤安定繰入金(軽減分)
産前産後保険料繰入金
(20,171千円)

$113,128 \text{ 千円} \div 98.51\% = 114,839 \text{ 千円}$

(当初賦課額)
114,839千円

所得割 (100分の50に相当する額) $59,413 \text{ 千円} \div 2,208,664 \text{ 千円} = 2.69\%$ (7 年度 差 0.00 pt)
均等割 (100分の30に相当する額) $32,747 \text{ 千円} \div 4,220 \text{ 人} = 7,760 \text{ 円}$ (7 年度 差 0 円)
平等割 (100分の20に相当する額) $22,679 \text{ 千円} \div 3,718 \text{ 世帯} = 6,100 \text{ 円}$ (7 年度 差 0 円)

◎令和8年度子ども・子育て支援納付金分保険料の保険料率及び減額について

1. 保険料率

所得割 0.31/100 均等割 930円 18歳以上均等割 50円 平等割 940円

2. 保険料の減額

(1) 低所得者分 <small>(注1)(注2)</small>		(参考)	(8年度料率)	(減額すべき額)	(賦課額)
7割減額	均等割	660円	均等割 930円 -	660円 =	270円
	18歳以上均等割	40円	18歳以上均等割 50円 -	40円 =	10円
	平等割	660円	平等割 940円 -	660円 =	280円
			(特定世帯の場合) 470円 -	330円 =	140円
			(特定継続世帯の場合) 710円 -	500円 =	210円
	5割減額	均等割	470円	均等割 930円 -	470円 =
18歳以上均等割		30円	18歳以上均等割 50円 -	30円 =	20円
平等割		470円	平等割 940円 -	470円 =	470円
			(特定世帯の場合) 470円 -	240円 =	230円
			(特定継続世帯の場合) 710円 -	360円 =	350円
2割減額		均等割	190円	均等割 930円 -	190円 =
	18歳以上均等割	10円	18歳以上均等割 50円 -	10円 =	40円
	平等割	190円	平等割 940円 -	190円 =	750円
			(特定世帯の場合) 470円 -	100円 =	370円
			(特定継続世帯の場合) 710円 -	150円 =	560円
	(2) 未就学児分 <small>(注3)</small>		(参考)	(8年度料率)	(減額すべき額)
低所得者7割減額時	均等割 140円	均等割 270円 -	140円 =	130円	
低所得者5割減額時	均等割 230円	均等割 460円 -	230円 =	230円	
低所得者2割減額時	均等割 370円	均等割 740円 -	370円 =	370円	
低所得者減額なし時	均等割 470円	均等割 930円 -	470円 =	460円	

(3) 18歳未満被保険者分 (注4)			(参考)	(8年度料率)	(減額すべき額)	(賦課額)
低所得者7割減額時	均等割	270円	均等割	270円 -	270円 =	0円
低所得者5割減額時	均等割	460円	均等割	460円 -	460円 =	0円
低所得者2割減額時	均等割	740円	均等割	740円 -	740円 =	0円
低所得者減額なし時	均等割	930円	均等割	930円 -	930円 =	0円
低所得者7割・未就学児減額時	均等割	130円	均等割	130円 -	130円 =	0円
低所得者5割・未就学児減額時	均等割	230円	均等割	230円 -	230円 =	0円
低所得者2割・未就学児減額時	均等割	370円	均等割	370円 -	370円 =	0円
低所得者減額なし・未就学児減額時	均等割	460円	均等割	460円 -	460円 =	0円
低所得者減額なし・未就学児減額なし時	均等割	930円	均等割	930円 -	930円 =	0円

(注1) 総所得金額が以下の金額を超えない世帯については、均等割及び平等割を減額。

7割減額：43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1※)

5割減額：43万円+31万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の人数-1※)

2割減額：43万円+57万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の人数-1※)

※一定の給与所得者または公的年金等受給者が2人以上いる場合、合計人数から1を減じた数

(注2) 特定世帯とは、75歳に到達する被保険者が国保から後期高齢者医療に移行することにより、その世帯の国保被保険者が単身となる世帯で、平等割の2分の1を減額。特定継続世帯とは、特定世帯となってから5年を経過し8年を経過する月までにある世帯で、平等割の4分の1を減額。

(注3) 未就学児とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者で、低所得者に係る減額後の均等割に対し、その2分の1を減額。

(注4) 18歳未満被保険者とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者で、低所得者・未就学児・出産被保険者に係る減額後の均等割に相当する額を減額。

令和8年度保険料率の試算について【子ども・子育て支援納付金分】

[支出見込額]

子ども・子育て支援納付金分
38,813 千円

[収入見込額]

子ども・子育て支援納付金分	
現年度保険料(賦課総額)	35,414 千円
内、保険料収入必要分	(28,485千円)
内、保険基盤安定繰入金(軽減分)	
未就学児均等割保険料繰入金	
産前産後保険料繰入金	(6,929千円)
子ども分	3,399 千円
内訳	
一般会計繰入金	3,399 千円
(軽減分、未就学児分、 産前産後分を除く)	

保険料収入必要分 28,485 千円 ÷ (徴収率) 95.88% = (調定額) 29,709 千円

(法定軽減額) 6,929 千円 + (市独自減免額) 386 千円 = 7,315 千円

調定額ベース(賦課総額) 29,709 千円 + 7,315 千円 = 37,024 千円

37,024 千円 ÷ (取得喪失による変動率) 99.07% = (当初賦課額) 37,372 千円

所得割 (100分の50に相当する額)	18,686 千円 ÷ 6,181,643 千円 = 0.31 %
(7年度差)	0.00 %
	差 0.31 pt
均等割 (100分の30に相当する額)	11,212 千円 ÷ 12,161 人 = 930 円
(7年度差)	0 円
	差 930 円
平等割 (100分の20に相当する額)	7,474 千円 ÷ 8,016 世帯 = 940 円
(7年度差)	0 円
	差 940 円

【18歳以上均等割額】				
子ども分均等割額	18歳未満人数	軽減額(軽減分、未就学児分)	18歳以上均等割賦課総額	
930円	× 866人	- 311,952円	= 493,428円	
18歳以上均等割賦課総額	18歳以上人数		18歳以上均等割額	
493,428円	÷ 11,295人		= 50円	